

4月1日からは茨城県民・埼玉県民・千葉県民・新潟県民・山梨県民の方がご利用になれます

～本書をご一読いただき、内容をご理解いただいた上でのご利用をお願いいたします～

対象

登録宿泊施設に1人1泊あたり6,600円（税込）以上の宿泊をする該当県民の方が対象となります。適用条件により、割引（またはキャッシュバック）を受けられる額が異なります。

割引適用の条件	ワクチン3回接種済者 (3回目から15日以上経過)	PCR検査陰性者 抗原定量検査陰性者 ※宿泊開始日の3日前以内に 検体を採取したものに限り。	ワクチン1・2回接種済者 (3回目から14日以内を含む) ワクチン未接種者	PCR検査 抗原定量検査 未受検者
満12歳以上の該当県民	5,000円 割引またはキャッシュバック		割引またはキャッシュバック 適用なし	
割引適用の条件	同行の同居家族全員が5,000円割引 対象者の場合		左記以外の場合	
0歳～11歳の該当県民 (※有料の場合に限る)	5,000円 割引またはキャッシュバック		割引またはキャッシュバック 適用なし	

宿泊施設で提示する確認書類等

割引を受けようとする方**全員**分の確認書類等をお持ちください。

A 該当県内のご住所が確認できる
本人確認書類

- ・運転免許証 ・保険証
- ・マイナンバーカード
- ・国家資格を有することの証明 等

※該当県内に住民登録をしていることが必要です

B ①新型コロナウイルスワクチン3回目接種日から15日以上経過していること
もしくは ②宿泊開始日の3日前以内に検体を採取したPCR検査結果通知
もしくは抗原定量検査で陰性であることを確認できるいずれかの書類等

- ① ・新型コロナワクチン接種証明書アプリ【スマートフォン画面の提示(※1)】
- ・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証【原則として原本の提示(※2)】

- ② ・PCR検査もしくは抗原定量検査の陰性結果通知

※「受検者本人の名前」「陰性の判定結果」「日付」「検査方法」「検査機関の名称」(メールの場合、送信者メールアドレス)が記載された書面またはスマートフォン画面等の提示

(※1) 日本政府が公式に提供する、新型コロナワクチン接種証明書を取得できるアプリ

(参考) 新型コロナワクチン接種証明書アプリ - デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinercert>

(※2) 原本の提示が困難な場合は、複写もしくは写真の提示でも可

満12歳以上の方の場合

A + B の提示で、1人1泊あたり
5,000円割引またはキャッシュバック

ご注意事項

ご利用にあたっては、次の内容を必ずお守りいただき、安全・安心なご旅行をお願いします。お約束、ご協力いただけない場合は、ご利用いただけません。

・ご旅行中は「新しい旅のエチケット」などの感染対策をお願いいたします。

ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。ワクチンを接種してから免疫がつくまでに1～2週間程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません。感染リスクの高い行動を避け、マスク着用やソーシャルディスタンス、換気、消毒などにご協力をお願いいたします

・キャンペーンご利用のお申し出がない場合や、必要な確認書類等のご提示がない場合は割引を受けられません。

- 宿泊施設においては、「愛郷ぐんまプロジェクトを利用したい旨」を必ずお申し出ください。チェックアウトまでにお申し出がない場合は、割引（またはキャッシュバック）を受けられません。
- 確認書類等は同行者を含めて割引を受けようとする方全員のご提示が必要です。お忘れの場合や、紛失されて提示ができない場合も含めて、自己申告のみでは割引（またはキャッシュバック）を受けられません。

・宿泊をお申し込みの際には、諸条件をご確認ください。

- 本キャンペーンの有無に関わらず、宿泊契約は、ご利用のみなさまと宿泊施設（もしくは旅行会社）との間で生じるものです。価格・条件、キャンセル料の発生日・条件をご自身で十分ご確認ください。疑義が生じた場合でも、事務局では対応いたしません。
- キャッシュバックの対応ができない宿泊施設をお申し込みの場合は、オンライン決済（事前決済）ではなく現地支払をお願いします。（予約サイトのポイント等を使用する際も、割引後の現地支払額がマイナスにならないようご注意ください）

・新型コロナウイルス感染症の拡大状況、国のGo Toトラベル事業の再開状況などによっては、本キャンペーンを中止することがあります。その場合、キャンセル料の補填等は一切行いませんので、ご了承の上、お申し込みください。

- 本キャンペーンの中止の場合でも、予約された宿泊は自動的にキャンセルとはなりません。ご自身での手続きが必要となります。

・以下の場合には、割引を受けられたすべての額の返還を、ご利用のみなさまへ請求することがあります。

- 居住地や新型コロナウイルスワクチンの接種、検査の受検に関して虚偽の申告をするなど、不正な手段で利用した場合
- 同一宿泊施設に4連泊以上宿泊し、初泊から3泊目に係る割引額以上の金額の割引を受けられたことが明らかになった場合（会計が分かれていても、チェックアウト日とチェックイン日が同日の場合は、連泊とみなします）